

社会保障制度の充実が高齢者世帯と一般世帯の所得格差にいかなる影響を与えたのか（1956年—98年）—『国民生活基礎調査』を基にして（1）

木村 陽子

（地方財政審議会委員）

1. はじめに

少子・高齢化のさらなる進展に対処するために、公的年金の構造改革に関する議論が活発である。最も重要な論点のひとつは、確定給付型年金を維持するのか、それとも確定拠出型年金を導入するのか、という点である。このことはとりもなおさず、公的年金が世代間の所得格差の縮小にいかなる役割を果たすべきか、という問題である。

確定給付型年金は給付額を前もって現役世代の賃金の一定割合というように定めるものである。現役世代と高齢者の所得格差の拡大が望ましくなく、公的年金が格差是正に積極的な役割を担うべきであるとの立場に立てば、確定給付型年金の維持が望ましいことになる。ただし、確定給付型年金は、高齢化に弱く、保険料総額が約束した水準に不足する場合には給付水準を大幅に切り下げるか保険料を引き上げることによって後続世代が負担のほとんどを担うという欠点がある。逆に、世代間の格差是正について年金に積極的な役割を求めないのであれば、高齢化の影響を受けず、年金給付額は運用成果次第であるという確定拠出型年金の導入が望ましいことになる。

日本では、国民皆年金が1961年に実現した。以後、経済成長に応じてそれなりに給付水準が引き上げられたものの、明確に確定給付型年金となったのは73年の年金改正であった。この時に、新規の年金については受給額が直近の男子の平均標準報酬の一定割合と設定され、既裁定

年金については年金の実質価値の低下を防ぐために年金財政再計算の年には賃金スライドが、その間には物価スライドが実施されることになった。

本稿の目的は次の2点を明らかにすることである。第1は、56年から98年までの43年間において、社会保障、とくに公的年金が世代間の所得分配にいかなる役割を果たしたのか、第2は、医療も含めた社会保障給付および税や社会保険料の負担が世代間でどう配分されたのか、である。56年から98年までの43年間は、日本経済にとっても、日本の社会保障にとっても大きな進展を遂げた時期であるが、国民皆年金以前から現在までに至る分析はこれまでなかった。通常、高齢者は経済成長の恩恵に欲しがりたい。日本のように、アジアの奇跡と呼ばれた経済成長を遂げた国では、公的年金制度が充実しなければ、高齢者世帯と現役世代の所得格差が大きく開いた可能性が大きい。

本稿では、世帯規模の格差を取り除いた世帯人員1人当たり所得に着目し、高齢者世帯とそれ以外の一般世帯（母子世帯を除く）の所得格差に着目する。本稿の構成は次のとおりである。第2節で、はじめに56年から98年までの時代的特徴を述べ、その間の世代間所得格差の変遷を示す。第3節では、高齢者世帯の43年間にわたる世帯形態や業態、収入構成などの諸特徴の変遷をまとめる。第4節では、公的年金が世代間の所得分配に果たした役割を分析する。とくに注目すべきは次の2つである。ひとつは、公的年金のいかなる仕組みが高齢者世帯の所得を上昇させたか

あり、あとのひとつは、高齢者世帯は年金水準が上昇するにつれ、どの程度労働からレジャーに代替したのか、である。第5節では、公的年金だけではなく、現物給付である医療給付も含めた給付、税や社会保険料負担が、高齢者世帯においていかに時系列的に変化したのかを、一般世帯のそれと比較することによって明らかにし、第6節を結びとする。

2. 56年から98年までの時代的特徴と、世代間所得格差の変遷

(1) 56年から98年までの時代的特徴

本分析では、56年から98年までのうち、高齢者世帯の家計や世帯業態などに構造的な変化が生じた4つの時期(年)に着目する。4つの時期とは、第1に国民皆年金・国民皆保険前夜の56年、第2に国民皆年金・皆保険スタート直後の62年、第3に福祉元年といわれた73年から数年がたち、年金の大幅な引き上げと老人医療の無料化などの効果があらわれはじめた76年、第4に98年である。98年とするのは、「男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成するか、またはこれらに18歳未満の者が加わった世帯をいう」という高齢者世帯の旧定義によるデータを使える最後の年だからである。

56年から98年までの43年間にはいくつかのきわだった特徴がある。56年から98年にかけて、日本は大きな変化を経験した。1人当たり名目GDPは88年には23,801ドルでスイスについてOECD加盟国中第2位となり、98年には世界第7位で29,906ドルである。しかし、56年当時に日本経済がそこまで発展すると夢みることはむずかしかった。神武景気のまさかり56年の1人当たりGDPは766ドルであった。60年には1人当たり国民所得は米国の2,308ドルに対し、日本は1,382ドルであった。62年の1人当たりGDPは1,785ドルであり、岩戸景気とオリンピック景気の間にはさまれた景気の谷にあたり、完全失業率はおよそ2%であった。60年の就業者割合をみると第1次産業の割合がまだ高く33%であり、第2次産業は29%、第3次産業は38%であった。ちなみに、96年では

第1次産業8%、第2次産業が33%、第3次産業が60%になった。

地方から大都市へ大規模な人口移動が50年代半ばから始まり、70年代半ばまで続いた。鉱工業生産指数は95年を100とすると、56年は7.6、62年は17.2であり、いかに経済成長が著しかったかを示している。家計調査の平均消費性向(勤労者世帯)は56年で88.2%であったが、62年は83.8%、98年には71.3%となった。この間の所得の伸びが消費性向を低めたのである。勤め先収入は56年で2.9万円、62年で4.7万円であったが、98年には55.1万円となった。この43年間、1人当たりGDPはおおよそ40倍になった。大変な成長である。

平均寿命は、1950年代前半には男子は62歳で世界第29位、女子は66歳で世界第34位であったが、95年以降男子は77歳、女子は84歳とともに世界第1位となった。65歳時の平均余命をみても、60年では男子は11.6歳、女子は14.1歳であったが、98年には男子は17.1歳、女子は22.0歳に伸びた。加えて、高齢化率も60年には5.7%だったが、70年には7%を超え国連の定義でいう高齢化社会に入り、そして94年には14%を超える高齢社会に入った。高齢化率は98年には16.2%と上昇した。2050年には65歳以上が全人口の3分の1になると予測され、少子・高齢化は依然として進行中である。

つまり、この間に日本経済は、高度成長から安定成長、そして停滞期に移行する一方で、高齢化率は5%台から16%台まで世界一のスピードで駆けあがってきた。一方、61年には国民皆年金が実現し、この間、公的年金はまさに成長期にあった。62年当時、高齢者世帯のうち年金受給者は50%であり、年金は高齢者世帯の全収入の12%に過ぎなかった。それから36年後の98年には高齢者世帯のおおよそ95%が年金を受給し、年金が高齢者世帯の全収入の6割に達した。医療保険も国民皆保険が59年には法制上整い、61年には実現した。73年には高齢者医療無料化、82年には老人保健制度法が制定され、翌年から施行された。高齢者にたいする給付が拡大し、『所得再分配調査』によると、96年では高齢者世帯に

は公的年金・恩給が年間196万円、医療が87万円給付されている勘定になる。母子世帯を除く一般世帯が公的年金・恩給が46万円、医療が49万円であるのと比べると、いかに高齢者世帯が多額の社会保障給付を受けているかがわかる。

日本の社会保障制度は第2次世界大戦後に大きく発展した。前述のように、61年には国民皆保険と国民皆年金が実現し、それまで公的な制度でカバーされていなかった農業・自営業者層をとりこむことによって年金や医療保険の適用範囲が国民全体に拡大した。その後も継続的に支給水準の引き上げが実施され、2000年には介護保険が創設された。制度の整備や適用者の拡大、給付水準の上昇、高齢化の進展にともなって社会保障に関する歳出が急増した。

社会保障給付費の対国民所得比は、51年にはわずか4%であったが、62年には5%、64年には6%、76年には10%、直近の99年では20%と上昇した。なかでも年金給付費の伸びが著しい。64年には年金が22.7%、医療が54%、福祉その他が23%と年金が最も割合が低かったが、81年にはじめて医療を上回り、年金が44%、医療が42%となった。その後も年金給付費の占める割合は継続して増大し、99年では年金が53%、医療が35%と、年金給付費は社会保障給付費の半数以上を占めている。

社会保険料負担も給付水準の引き上げほどではないが増大した。たとえば、厚生年金保険料率は、56年には一般被保険者男女ともに1000分の30であったが、62年には一般被保険者の男子で1000分の35、女子で1000分の30となり、76年には一般被保険者の男子で1000分の91、女子で1000分の73となり、98年には男女ともに1000分の173.5となった。政府管掌健康保険の保険料率は、56年は1000分の65、62年は1000分の63であったが、76年には1000分の78、98年には1000分の85となった。

99年では、社会保障給付費のうち高齢者関係給付費は全体の3分の2以上を占める。99年度の社会保障給付費75兆円、高齢者関係給付費が50.3兆円であり、年金が37.8兆円、医療が10.9兆

円である（数値は『平成11年度 社会保障給付費』 国立社会保障・人口問題研究所）。社会保障は基本的に個人を対象とする給付であるが人生の高齢期に給付が集中するため、一般世帯よりも高齢者世帯に多くの便益をもたらす。社会保障、とくに年金制度が世代間の所得格差に関していかなる影響を与えたのかを分析することは今後の年金制度のありかたを考察するうえで重要である。

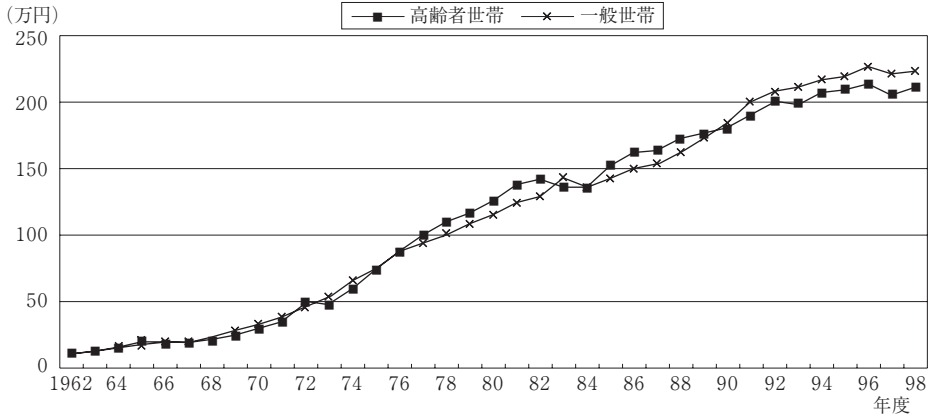
(2) 高齢者世帯と一般世帯で均等化する世帯人員1人当たり平均所得金額

世帯主の年齢階級別ではなく高齢者世帯に着目するのは、子供世代の賃金上昇による家計の収入増・支出増の影響を取り除き、純粋に高齢期にある者が生活する家計の特徴をとらえるためである。一般世帯には高齢者のいる三世帯世帯も含まれ、なかには収入が低く世帯分離できない高齢者も含まれる。一般世帯の収入のうちおよそ9割は稼働収入であって、現役世代の特徴が色濃くでたものであり、高齢者世帯の家計の特徴とは大きく異なる。

本稿で強調したい点は、「高齢者世帯の世帯人員1人当たり平均所得金額は、56年時点では一般世帯のそれよりも23%ほど高かったが62年以降は両者にほとんど差がない」という事実である¹⁾。56年から62年の間で、高齢者世帯と一般世帯の世帯人員1人当たり平均所得金額の格差が縮小したのは、一般世帯の世帯人員数が大幅に減少したからである。合計特殊出生率は、50年には3.65、55年には2.37、60年には2.00と低下し、それにもなって普通世帯の平均世帯人員は50年、55年にも4.97であったものが、60年には4.54と急減した。

世帯人員1人当たり平均所得金額は、56年では高齢者世帯は0.61万円、一般世帯は0.49万円であったが、62年では高齢者世帯も一般世帯も11.7万円となり、75年には高齢者世帯が74.1万円、一般世帯が75.4万円、95年には高齢者世帯が210.8万円、一般世帯が221.6万円、98年には高齢者世帯が212.3万円、一般世帯が225.0万円と、その差は

図表-1 世帯人員1人当たり平均所得金額とその世代間比率



世帯人員1人当たり平均所得金額の世代間比率(高齢者世帯／一般世帯)

1962年度	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	下へつづく
1.00	0.98	0.95	1.11	0.97	0.93	0.94	0.85	0.93	0.90	1.09	0.86	0.91	0.98	0.99	1.07	1.08	1.07	

1962年度	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98
1.00	1.08	1.11	1.10	0.95	0.99	1.05	1.09	1.06	1.05	1.01	0.99	0.96	0.97	0.94	0.95	0.95	0.94	0.93	0.94

高齢者世帯を基準にするとおおむねプラスマイナス10%未満におさまっている（図表-1を参照のこと。数値は各年度の『国民生活実態調査』、『国民生活基礎調査』による。ただし、56年度に関しては『昭和31年 社会保障生活実態調査報告』による）。

高齢者世帯の世帯人員1人当たり平均所得金額は、73年には一般世帯のその86%、74年には91%に極端に落ち込むが、75年には追いついた。第1次石油ショック以降の物価の大幅な値上がりでまず賃金が上昇し、年金の引き上げが賃金スライドができたばかりでタイムラグがあったからである。また85年以降しばらく高齢者世帯のほうが一般世帯を上回るが、それは85年の年金改正時の実質的給付水準の引き下げを補償するために、3.4%の特例スライドが85年4月に遡って実施されたことなどのためである。

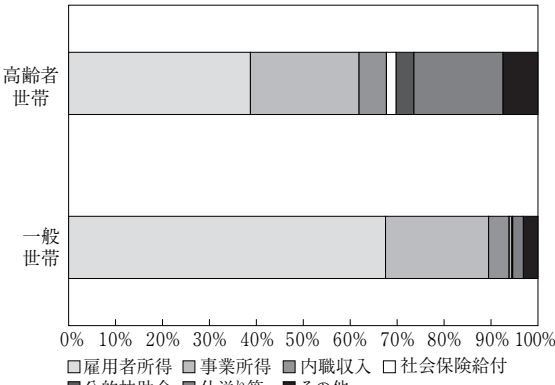
急激な経済成長と高齢化が同時に起きたこの43年間を顧みると、国民皆年金・国民皆保険がスタート後、62年当時の高齢者世帯のうち47%は不就業であり、年金受給者も高齢者世帯の半数程度であった。農業従事者や日雇い労働者が

今よりも多かった。高齢者世帯の4分の1が生活保護を受けていた。そのような高齢者世帯がどのようにして、経済成長や高齢化、寿命の伸長を乗り越え、一般世帯と世帯人員1人当たり平均所得金額がほとんど等しい状況を維持できたのだろうか。高齢者が運用できる財産をそれほど持たない状況では、経済成長や少子化による一般世帯の世帯人員数の減少によって、通常は、一般世帯がより豊かになり、高齢者世帯との所得格差が拡大すると思われるのに、日本ではそうはならなかった。次節ではより詳しく、43年間の高齢者世帯の変遷を考察する。

3. 1956年から98年における高齢者世帯の家計構造および世帯業態の変化

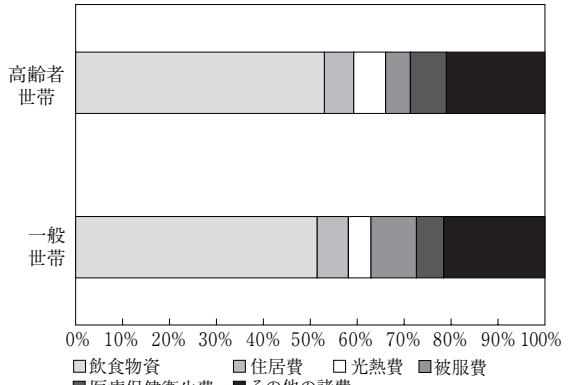
62年以降高齢者世帯と一般世帯で世帯人員1人当たり平均所得金額がほぼ同額であった。世代間の所得格差に変動がなかったのである。しかし、同じ高齢者世帯といっても、43年間に、世帯人員、有業率、所得の種類別金額の構成割合等は変化した。とくに社会保障制度の充実によ

図表-2 世帯類型別1世帯当たり平均収入の構成比(1956年)



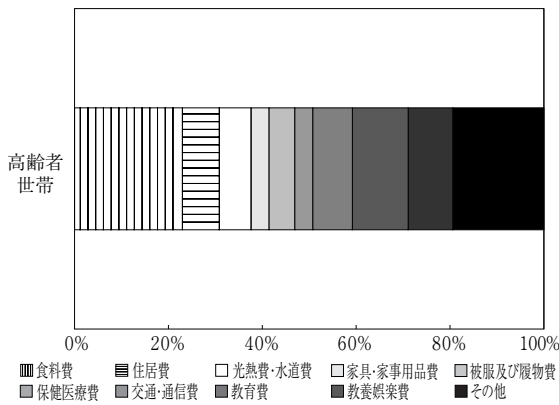
資料:「昭和31年 社会保障生活実態調査報告」

図表-3 世帯類型別1世帯当たり平均消費支出の構成比(1956年)



資料:「昭和31年 社会保障生活実態調査報告」

図表-4 高齢者世帯の平均消費支出の構成比(1998年)



資料:「1998年 家計調査」

る高齢者世帯の世帯業態や家計構造の変化は76年に如実に表れている。老後生活に展望がもてるほどに年金給付水準が若い人の所得の伸びに応じて引き上げられる仕組みが完了し、認知されたのがこの時期である。高齢者の生活状況を述べるにあたって、まず国民皆年金・国民皆保険前夜の56年を、次に国民皆年金・皆保険が施行された直後の62年を、最後に76年も含む62年以降の高齢者世帯の変遷をとりあげる(数値は、各年度の『厚生行政基礎調査』、『国民生活実態調査』、『国民生活基礎調査』などに基づく)。

(1) 56年当時の状況

56年当時の高齢者世帯の実態を把握するのは容易ではない。本稿では、厚生省『昭和31年(1956年) 社会保障生活実態調査報告』を中心にしてその特性を明らかにする。56年において高

齢者世帯は44.1万世帯、全世帯に占める割合は2.2%であり、性別内訳は男子4割、女子6割であった。57年の『厚生白書』のテーマは「貧困と疾病の追放」であって当時の時代状況を物語る。白書には、(1人当たり国民所得をとると)「日本はインドの約4倍の高さであるが、アメリカ、イギリス、および西ドイツは、日本のそれぞれ約9倍、4倍、3倍に当たっている。いわば日本はインドに対して先進国であるところと同じ程度にイギリスに対して後進的なのである」(同書3ページ)とある。52年以来の経済成長によって拡大した所得格差を縮小し、日本の安定的経済成長をもたらすためにも貧困対策としての社会保障政策の重要性を厚生白書は主張する。ちなみに、同書によると、56年度末の年金制度の適用状況は被用者で65%、自営業者と家族従業者はゼロであり、医療保険の適用状況は被用者で71%、全人口で69.7%であった。

56年当時の状況を最も端的に示しているのが、家計の歳出入の構成である。前掲の『昭和31年社会保障生活実態調査報告』によると、高齢者世帯の実収入7,593円のうち、稼働収入の割合は68%(雇用者所得は39.0%)と現在より高く、仕送り金及び受贈が19.5%、その他が7%である。公的扶助金が4%もあり、社会保険による給付金も失業保険と失業保険以外に分けられ、前者が0.6%、後者が1.3%である。現在では、必ず見受けられる公的年金・恩給の項目は調査になかった。一般世帯の実収入20,545円のうち、稼働収

図表-5 恩給年金の有無別、所得階級別にみた高齢者世帯状況

(単位 %)

所得階級	総数	恩給・年金受給あり				恩給年金受給なし	総数
		総数	24,000円未満	24,000~100,000	100,000~		
総数	100.0	50.7	29.3	16.7	4.6	49.3	100.0
0~59,999円	100.0	46.3	43.4	2.9	—	53.7	20.5
60,000~119,999円	100.0	58.2	36.8	21.4	—	41.8	35.0
120,000~179,999円	100.0	53.7	23.8	22.0	7.9	46.3	19.2
180,000~239,999円	100.0	51.2	13.1	22.6	15.5	48.8	9.8
240,000~479,999円	100.0	42.2	13.3	18.9	10.0	57.8	10.5
480,000~999,999円	100.0	26.5	5.9	8.8	11.8	73.5	4.0
1,000,000~	100.0	—	—	—	—	100.0	0.9

出所:「昭和38年 国民生活実態調査報告」

取金が5.3%である。56年の1世帯当たり平均所得金額(実収入を除く)、世帯人員、世帯人員1人当たり実収入を順次示すと、高齢者世帯は7,593円、1.51人、5,028円であり、一般世帯は20,545円、5.02人、4,092円であった。

入は90%（雇用者所得は68%）で、雇用者所得の割合は現在よりも低く、仕送り金及び受贈が2.1%、その他が3.1%である。公的扶助金が0.3%、失業保険は0.2%、失業保険以外が0.4%である。高齢者世帯では稼働収入が大きな割合を占め、加えて、仕送りや公的扶助にもたよっていたことがわかる（図表-2を参照のこと）。

高齢者世帯の消費支出は、飲食物費が52.8%、医療保健衛生費が7.8%といずれも後出の98年よりも高く、その他の支出が21.2%である。一般世帯の消費支出の構成は、飲食物費が51.0%、医療保健衛生費が5.7%、その他の支出が21.8%である（図表-3を参照のこと）。『平成10年 家計調査』によると、98年には、高齢者世帯では、消費支出に占める割合が食料費では23.8%、保健医療費が4.9%、教養娯楽費が11.2%、交際費を含むその他の消費支出が28.3%である（図表-4を参照のこと）。56年当時は高齢者世帯も一般世帯も衣食住、特に食料費に割合を奪われて、現在の高齢者世帯や一般世帯が享受している交際費・教養娯楽費まで手が回らない状況であったことが理解できる。

56年には、高齢者世帯では1世帯当たり平均実収入よりも消費支出が11%ほど上回っており、その穴埋めにつかわれる実収入以外の現金収入は、預貯金引当金回収が82%、借金質入金で12.2%である。後者は、個人ローンの発達していなかった当時の状況を窺わせる。現在でも実収入以外の現金収入のうち90%は預貯金引出、保険

同書に収録されている公的年金にたいするアンケート結果によると、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯は10件に1件と低かった。また、公的年金に加入している人は、総数で11%、男子で19%、女子で3%とこれもまた低かった。老後保障の必要性については、総数で65%、男子で72%、女子で60%が「必要」と回答しているが、「必要なし」は総数、男女でそれぞれ10%程度あることが興味深い。不必要と回答した理由の半分は「家族が面倒をみてくれる」から、「自分でやっていけるから」が18%であった。

世帯保護率は58年度で高齢者世帯が1000分の237.4、一般世帯が1000分の17.9であった。これからすると、56年当時は高齢者世帯の4分の1が生活保護受給世帯であったと考えられる。これらの数値は、高齢者世帯も一般世帯もともに豊かではなかったことを示している。とくに高齢者世帯に貧困層が多かった。

(2) 62年当時の高齢者世帯の状況

62年の高齢者世帯の生活実態について、『昭和35年(1960年) 高齢者調査報告』、『昭和36年(1961年) 後期壮年層調査報告』、『昭和38年(1963年) 高齢者実態調査報告』、『昭和38年(1963年) 国民生活実態調査』によりまとめよう。

62年には高齢者世帯は全世帯の2.7%でおよそ68万世帯であった。単独世帯が60%で最も多く、夫婦世帯が35%、残り5%は単身の老人達だけ、あるいは児童と同居する世帯であった。別居の子

図表-6-(1) 年齢階級別にみた65歳以後の生活見通し状況 (単位 %)

	総 数	50～54歳	55～59歳	60～64歳
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
生活できる	84.8	84.6	84.5	85.6
事業および勤労収入	24.6	26.5	23.9	22.8
公的年金	9.2	12.5	8.3	5.4
財産収入	3.4	3.1	3.6	3.7
子の扶養	43.7	38.5	44.7	50.0
その他	3.8	3.9	3.9	3.7
生活できそうにない	3.7	3.0	3.2	5.3
わからない・答なし	11.5	12.5	12.3	9.0

図表-6-(2) 世帯業態別にみた65歳以後の生活見通し状況

年 齢 階 級 65歳以後の 生活見通し	総 数	耕地面積0.3ヘクタール(3反)以上の世帯				耕地面積0.3ヘクタール(3反)未満の世帯						
		総 数	専業 世帯	常用勤 労者の いる兼 業世帯	その他 の兼業 世帯	総 数	事業経 営者 世帯	常用勤 労者 世帯	日 雇 労働者 世帯	家 内 労働者 世帯	その他 の就業 者世帯	不就業 者世帯
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生活できる	84.8	94.1	93.6	95.3	92.4	79.9	89.5	81.3	55.2	74.2	67.1	57.7
事業および勤労収入	24.6	23.3	22.6	22.7	27.0	25.3	50.2	16.9	10.2	27.0	14.6	1.3
公的年金	9.2	3.8	1.0	7.8	2.4	12.1	1.6	19.6	1.9	3.4	3.7	22.2
財産収入	3.4	3.4	4.4	2.4	2.7	3.4	4.4	3.3	0.3	—	2.9	7.3
子の扶養	43.7	61.1	63.0	60.3	57.2	34.5	29.6	36.4	38.9	38.2	39.8	23.5
その他	3.8	2.4	2.5	2.1	3.1	4.6	3.7	5.0	3.9	5.6	6.2	3.4
生活できそうにない	3.7	0.9	1.2	0.5	1.5	5.1	1.6	3.9	17.2	5.6	9.6	19.2
わからない・答なし	11.5	4.9	5.2	4.1	6.1	15.0	8.8	14.8	27.6	20.2	23.3	23.1

出所:厚生省「昭和36年 後期壮年層調査報告」

のいる割合は69%であったが、子供がいない人も多く戦争で配偶者や家族を失った高齢者も少なからず含まれていたと思われる。

恩給・年金の受給世帯は約半数である。高額所得者ほど年金を受給していない。そして、70歳以上の所得の低い人には老人福祉年金が支給された。年間所得が48万円を超えると「恩給・年金無し」の割合が4分の3に増え、所得100万円を超える世帯は恩給・年金を受けとっていない。恩給・年金の約6割が1万2000円から2万4000円未満であるが、このことは当時月額1000円であった老齢福祉年金がほとんどを占めていたことを反映している。図表-5からも明らかなように、恩給・年金受給世帯のうち受給額が低い世帯ほど所得も低い。恩給・年金が収入の5割以上を占めているのは多めに見積もって20%程度とみることができる。98年では、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のうち公的年金・恩給が全収入の5割以上を占めているのは8割程度、

100%を占めているのが53%というのとは、隔世の感のある数値である。仕送りは当時、高齢者の収入の大きな構成要素であり、別居の子からの送金を36%が受けており、送金で暮らしをたてている者は約20%である。仕送りは2500～5000円が最も多いが、その平均月額は6300円である。

『昭和36年 国民生活実態調査』の付帯調査として行われた『昭和36年 後期壮年層調査報告』に、年齢階級別にみた65歳以後の生活見通しについての項目がある。「生活できる」と答えた人は全体の85%で耕地面積0.3ヘクタール(3反)以上の世帯に最も多く、事業経営者世帯がこれに次ぐ。一方、日雇い労働者世帯、不就業者世帯などでは「生活できる」と答えた人は50%台と減少する。「生活できそうにない」と答えた人は全体の3.7%で、「わからない・答えなし」が11.5%である。

「生活できる」と答えた人は85%のうち「子の扶養による」が最も多く44%、「事業および勤労

図表-7-(1) 性・就業状況・家計支持状況別にみた働いている就業者の状況 (単位 %)

	総数	農林漁夫	商人職人	団体の役員	常用勤労者	日雇労働者	家内労働内職	その他
男	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
おもな働き手	45.2	31.7	65.1	71.4	68.8	59.5	33.3	46.5
家計をたすける	40.4	57.5	26.4	22.4	15.6	16.2	41.7	24.4
こづかいかせぎ	13.6	9.5	8.5	6.1	15.6	21.6	25.0	29.1
不詳	0.8	1.3	—	—	—	2.7	—	—
女	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
おもな働き手	18.8	14.7	34.9	75.0	50.0	75.0	8.0	32.3
家計をたすける	55.8	72.0	34.9	—	25.0	25.0	42.0	35.4
こづかいかせぎ	25.1	12.7	30.2	25.0	25.0	—	50.0	32.3
不詳	0.3	0.6	—	—	—	—	—	—

図表-7-(2) 性・就業状況・働く理由別にみた働く就業者の状況 (単位 %)

	総数	農林漁夫	商人職人	団体の役員	常用勤労者	日雇労働者	家内労働内職	その他
男	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
働かねば暮らせない	36.3	28.5	50.0	26.5	50.6	56.8	35.0	38.4
働くのがたのしい	17.1	19.5	17.0	12.2	7.8	5.4	23.3	18.6
働ける間働くべきだ	41.2	46.7	31.1	51.0	36.4	37.8	33.3	34.9
その他	4.8	4.2	1.9	10.2	3.9	—	8.3	8.1
不詳	0.6	1.0	—	—	1.3	—	—	—
女	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
働かねば暮らせない	25.4	21.6	39.5	—	50.0	75.0	19.3	38.7
働くのがたのしい	15.4	16.7	11.6	25.0	—	—	12.5	25.8
働ける間働くべきだ	49.2	54.9	39.5	50.0	50.0	—	51.2	25.8
その他	7.6	4.4	9.3	25.0	—	25.0	12.5	9.7
不詳	2.4	2.5	—	—	—	—	4.5	—

出所:厚生省『昭和38年 高齢者実態調査報告』

収入」が25%であり、「公的年金」はわずか9.2%にすぎない。常用雇用者と不就業世帯が年金と答えているがその割合は20%にすぎない。年齢階級別に見ると、50～54歳層で「子の扶養による」とする者が減り「公的年金」が増えていることが印象深い。しかし、依然としてあらゆる就業形態で「子の扶養による」との回答のウエイトが最も大きい(図表-6-(1), 図表-6-(2)を参照のこと)。公的年金は国民皆年金がスタートした時期であり、後述するように受給者も少なく老後の生活手段として認知度が低かったことが考えられ、家業の継承や仕送りも加えると、子供がいれば老後はなんとかなる、と考えられていたのである。

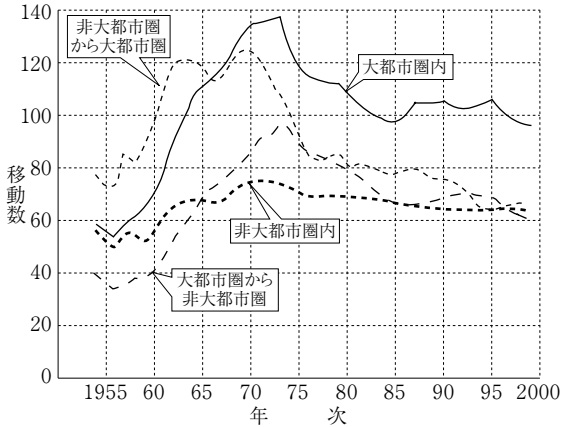
高齢者世帯の収入内訳についての明確な記述はないが、仕送りや年金収入に関する記述から推計すると、高齢者世帯1世帯当たり所得金額18.1万円のうち、年金収入は2.3万円(構成比は12.7%)、仕送りは2.7万円(同14.9%)で、残りの稼働収入

などは13.1万円(同72.4%)である。稼働所得などのうち、時系列的にみると、財産収入や年金以外の社会保障収入が10数%であるので、56年の家計状況を参考にすると62年には、稼働収入は高齢者世帯実収入のおよそ6割であったと考えられる。

生計維持状況を見ると、「収入で暮らせる」は全体の33.2%、そのうち「自分の働き」によるが50%、「年金・恩給」が27%、「財産収入」が23%である。一方、「収入で暮らせない」は67%で、うち「同居の子の扶養」が84%、「別居の子の扶養」が8%、「子以外の人への扶養」が2.0%、「生活保護」が3.3%である。

世帯業態で見ると、高齢者世帯で最も多いのは不就業であり47.3%、常雇いが8.3%、農林業主が16.5%と多く、日雇いは8.2%、給料の多い法人団体役員・管理職は1.9%、専門・技術的自営は1.5%、非農林業主は5.8%である。一般世帯は、

図表-8 類型別県間移動数:1954~99年
(万人)



総務庁統計局『住民基本台帳人口移動報告年報』により算出。
出所:国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集2000』

常雇いが52%、法人団体役員・管理職が4.6%、日雇いが7.8%、農林業主が16.9%、非農林業主が11.6%である。働いている高齢者のうち、30%以上が農林業主であり、日雇いで働いている者も10%以上はいる（以上は61年の数値であるが、62年もそれほど変化が無いと考えられる）。

『昭和38年 高齢者実態調査報告』が示す高齢者が働く理由は、「働かねば暮らせない」とあるのは日雇い労働者に多く、男子で56.8%、女子で75%である。当然一家の主な働き手である。常雇いの男女、商人・職人の男子も50%以上が「働かねば暮らせない」と答えている。「働ける間働くべきだ」は、農林漁夫、団体の役員、家内労働者の男女、常雇いの女子で50%以上である。主な働き手である団体の役員以外は「家計を助ける」あるいは「小遣い稼ぎ」となっており、高齢者間でも働く理由に大きな違いがみられる（図表-7-(1)、図表-7-(2)を参照のこと）。

62年には高齢者世帯の世帯当たり所得金額は18.1万円、世帯人員は1.54人、世帯人員1人当たり平均所得金額は11.7万円であった。世帯人員1人当たり平均所得は、高齢者世帯と一般世帯で等しい。有業人員は高齢者世帯が0.63、一般世帯が1.96であった。

世帯類型別に所得階級別世帯数の分布をみると、一般世帯は第1分位に属する割合が全世帯

よりも若干小さいものの全世帯の分布に似通っている。一方、高齢者世帯は、第1分位に85%が集中している。生活保護受給世帯のうち高齢者世帯の割合は、60年には21.5%、63年には24.0%であり、世帯保護率は60年には24.7%、63年には22.2%であった。高齢者世帯の世帯保護率は一般世帯の60年の1.77%、63年の1.61%と比較しても格段に高く、56年当時と同様高齢者世帯の4分の1が生活保護受給世帯であった。62年においても豊かな高齢者がいる反面、年金額も低く稼働収入もない、多くの貧しい高齢者がいたことが容易に想像できる。56年から国民皆年金・皆保険前夜まで高齢者世帯とくにめだつた動きがあったわけではなかった。このような状態から38年をかけて高齢者世帯はいかに変わったのであろうか。それを以下にまとめよう。

(3) 62年以降の高齢者世帯の変化

a. 世帯の特徴

- 1) 高齢者世帯が全世帯に占める割合は60年前半より増加しはじめ、それ以後増加の一途をたどっている。高齢者世帯は53年には43.1万世帯で全世帯の2.5%とわずかであったが、65年には79.9万世帯で全世帯の3.1%、70年には120万世帯で全世帯の4.0%、80年には242万世帯で全世帯の6.9%、89年には415.3万世帯で全世帯の10.5%、98年には712.0万世帯で全世帯の16%となった。地方から大都市圏への人口移動が55年ごろに始まり、年間100万人以上から120万人の大規模な人口移動が60年代初頭から70年代半ばの15年間に集中したことが、この背景のひとつである（図表-8を参照のこと）。
- 2) 高齢者世帯の割合は、都市に若者を多くおくりだした地域で大きくなった。北海道、流入人口の多い滋賀、奈良県を除く近畿、四国、九州の高齢者世帯の割合は全国平均以上である。人口比で見ると、59年当時の65歳以上人口は市部に55%が、町村に45%が居住していた。現在、日本の人口は8割弱が市部、2割が町村に居住しているが、高齢者世帯の分布はこの割合よりもやや町村部が多くなっている。

- 3) 60歳以上の高齢者のいる世帯のうち高齢者世帯の割合は、67年で12%、75年で16.4%、81年で22.1%であったが、98年で37%となった。現在では、高齢者世帯は高齢者が生活するうえできわめて一般的な世帯形態となった。ちなみに62年では65歳以上の者がいる世帯のうち高齢者世帯の割合はおよそ12%である。一般世帯は、53年には1608万世帯で全世帯の93.5%であったが、55年代以降母子世帯が減少するなか全世帯の95%にまで増加した。しかし、70年代以降高齢者世帯の増加に押される形で割合が低下し、89年には3471.3万世帯で全世帯の88.1%、98年には3688万世帯で全世帯の82.9%まで低下した。
- 4) 高齢者世帯の世帯人員は62年の1.51人から98年の1.63人と寿命の伸長による夫婦世帯の増加を反映して43年間で8%ほど増加した。一方、一般世帯の世帯人員は少子化によって56年の5.02人から62年の4.34人、95年の3.27人、98年の3.23と、この43年間で36%ほど減少した。
- 5) 62年当時の高齢者世帯は単身者が65%を占めており、戦争によって配偶者を失ったか結婚する機会がなかった人たちも含まれ、子供がいない世帯は全体の36%であった。ところが、死亡率の低下とともに、高齢者世帯のうち夫婦世帯の割合が増加し、75年には44.8%、98年には50.9%となった。単独世帯の8割強は女性である。
- 6) 有業率は、高齢者世帯は62年の41%から95年の25%、98年の23%とほぼ半減した。このことは、現在の高齢者世帯は一般世帯と同じ所得水準を維持しながら、43年前の高齢者世帯とは異なりレジャーも享受していることを示す。一般世帯の有業率は62年の56%、その後漸減し、72年の46%となったが、87年ごろに再び50%を超え、95年の52%、98年の52%とそれほど変動がない。一般世帯のこの動向は、3世

代世帯の減少、第1次産業の縮小、高学歴化によって労働力率の低下の影響が75年ごろまで強く、その後女性の雇用者率が高まったことによって上昇に転じたと考えられる。

b. 年金受給との関係

- 1) 高齢者世帯のうち年金受給世帯が時系列的に増加し、62年では50.7%だったが、大幅な年金給付水準の引き上げがほぼ完了した75年では70.0%、76年で83%となり、その後80年に90%を超えた。98年では95%が受給しており、しかも年金収入が総収入の100%を占める世帯が5割以上、50%以上が6割に達した。年金の老後生活における重要度が62年当時とは全く異なる。ちなみに公的年金・恩給受給世帯が90%を超えた80年当時、公的年金・恩給の総所得に占める割合は100%が26.5%、50%以上が6割程度であった。
- 2) 『平成12年 高齢者就業者実態調査結果速報』によると、60歳以上では年金受給額の低い人ほど就業率が高く、年金受給月額が10万円以下の者(年金受給者の3分の1)の就業率は60歳代前半で70~90%前後、60歳代後半で60~70%前後となっている。なお年金の受給状況は、男女とも65歳以上では93%以上、60歳代前半では男子67%、女子52%である。したがって、高齢者世帯で世帯業態が常雇いである世帯においても、60歳代前半層では在職老齢年金の受給者が増えているものと思われる。

- 1) OECD方式といわれる世帯人員の平方根で所得を除いて比較する手法によっても、この38年間高齢者世帯と一般世帯では比率が変わらない。すなわち、この38年間、高齢者世帯と一般世帯とでは所得格差に変動がない。

※以下、次号に続く。

(きむら・ようこ)